

尾張旭市教育委員会（１０月）定例会次第

日時 令和６年１０月２３日（水）

午後２時

場所 市役所３階 講堂（２）

１ 開会のあいさつ

２ 前回会議録の承認について

３ 報告

別紙のとおり

４ 付議事件

(１) 協議第３号 水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について

(２) 第１８号議案 尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

(３) 第１９号議案 尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

(４) 第２０号議案 尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則の一部改正について

(５) 第２１号議案 尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見の申出について

５ その他

６ 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和６年１１月２７日（水）午後２時

場所 市役所３階 講堂（１）

I 令和6年度尾張部都市教育長会並びに尾張部町村教育長会 合同臨時会議

(令和6年9月24日(火) 於：一宮市役所)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
一宮市教育長 高橋 信哉
扶桑町教育長 澤木 貴美子
- 3 愛知県教育委員会からの説明
働き方改革ロードマップについて
教職員課 担当課長 山田 洋暢
- 4 諸連絡
- 5 閉会あいさつ

Ⅱ 愛日地方教育事務協議会（令和6年10月15日（火） 於：豊明市役所）

1 開会のことば

○新委員紹介

瀬戸市 加藤千春委員

長久手市 細川修委員

豊山町 佐藤正司委員

2 あいさつ

武田職務代理（日進市）

3 協議事項

（1）議事録署名人の選任

（2）令和7年度教育事務協議会重点目標と事業内容・計画（案）について

（3）その他

4 報告・連絡事項

（1）第2回学校教育推進委員会について

（2）令和7年度教職員定期人事異動方針について

（3）教育長面談・校長人事面接について

（4）愛日地方教育事務協議会事務局所在地等ローテーションについて

（5）その他

5 その他

（1）教育事務所からの連絡依頼事項

（2）その他

6 閉会のことば

教育長の現場訪問

10月7日（月）

こども★日本語サポーターズ

10月12日（土）

スカイワードあさひ星の会

教育委員会定例会 教育長資料

令和6年10月23日（水）

1 日本語指導ボランティア①

・内容

外国人などの日本語が母国語ではない児童生徒に対して、生活面の適応、日本語学習、教科指導などの指導や支援を行います。

・支援内容

在級学級以外の教室で指導を行う、いわゆる「取り出し指導」によって、日本語の学習を行います。今回、訪問した旭中学校では、ボランティア団体「こども★日本語サポーターズ」の皆様に御協力いただいています。（会員9名 R6.10月現在）

1 日本語指導ボランティア②

・授業の流れ

- ①前回の授業の「振り返り」
- ②「授業のめあて」の確認
- ③単元ごとに授業進行
(事例を示し、質問・回答)



授業の様子

・支援の状況

「こども★日本語サポーターズ」の会員9名が分担し、週1～3日（2時間程度）、外国にルーツのある児童生徒を支援。（中国、カナダ、トルコ、フィリピン）

1 日本語指導ボランティア③

・授業の様子



数字の読み方を復習中

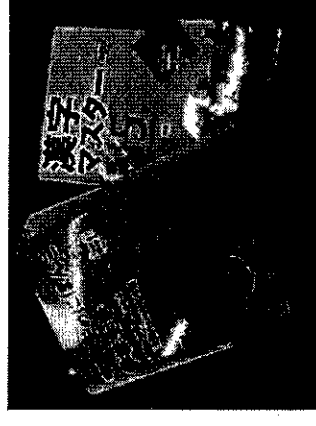


カードを使った買物物のやりとり

1 日本語指導ボランティア④

・現場を見学して見えてきたこと

- ボランティアの方が教員免許状を保持
⇒「授業」として流れができていました。



○生徒の様子

- ⇒テキストを予習し、授業に臨んでいました。
日本語を覚えようとする熱意を感じました。

テキスト

○外国籍の児童生徒への対応

- ⇒「誰一人取り残されない教育」の実現のため、
必要な分野です。

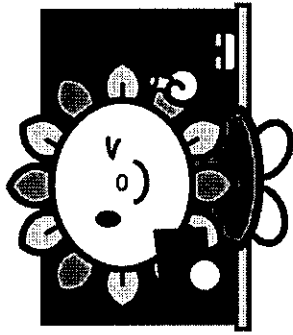
1 日本語指導ボランティア⑤

- ・参加された生徒から感想をお聞きました。

ボランティアの先生がとても優しく教えてくれる
ので、日本語指導の時間が大好きです。

ひらがなやカタカナを「読むこと」や「書くこと」
は、だいびでできるようになってきたので、「話すこ
と」や「漢字を書く」力をもっと伸ばしたいです。

日本語がマスター出来たら、
他の言語にも挑戦してみたいです。



2 スカイワードあさひ星の会①

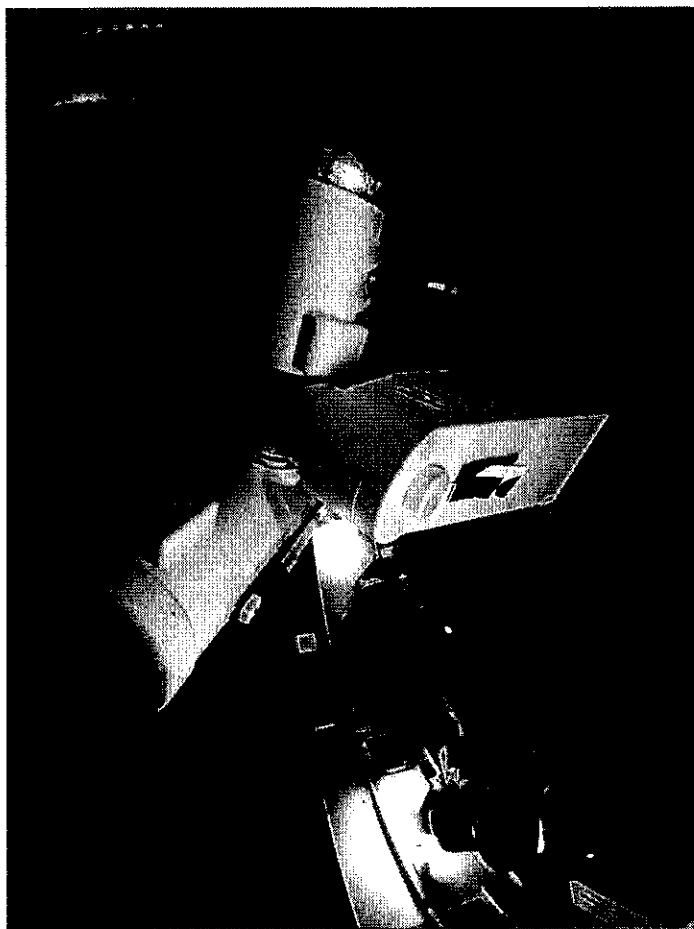
・内容

市民をはじめとした多くの方々に太陽や星の観察を通じて、宇宙を身近に感じていただく施設として、スカイワードあさひ8階に天体観測室が設けられています。

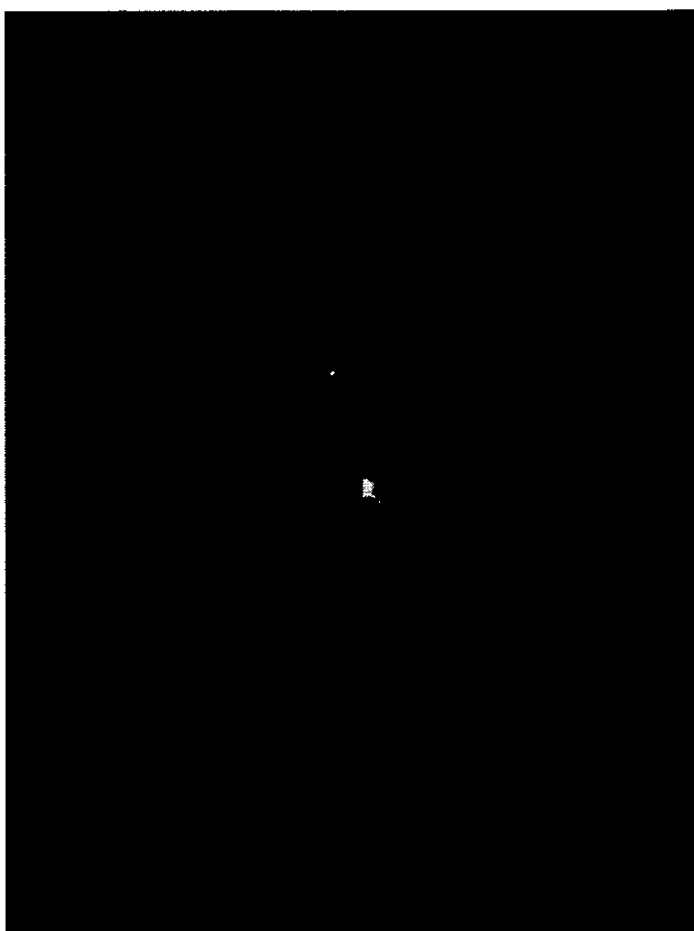
・支援内容

市が開催する夜間天体観望会や各種天体教室の運営に当たり、星空の解説や望遠鏡・プラネタリウムづくり教室などで、ボランティアグループ
「スカイワードあさひ星の会」の皆様に御協力いただいています。（会員17名 R6.10月現在）

2 スカイワードあさひ星の会②



講座の運営をサポート



空を見上げて星の解説中

月はいつも同じ面を見せて回っているのは、月の自転周期と公転周期が同じだから・・・これって素敵な偶然ですよね！

2 スカイワードあさひ星の会③

・現場を見学して見えてきたこと

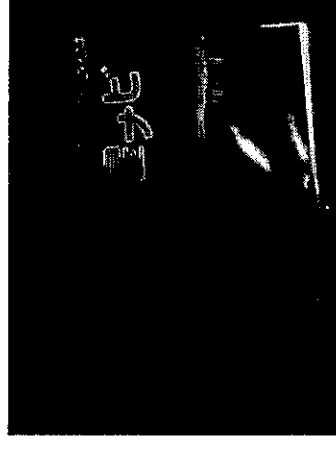
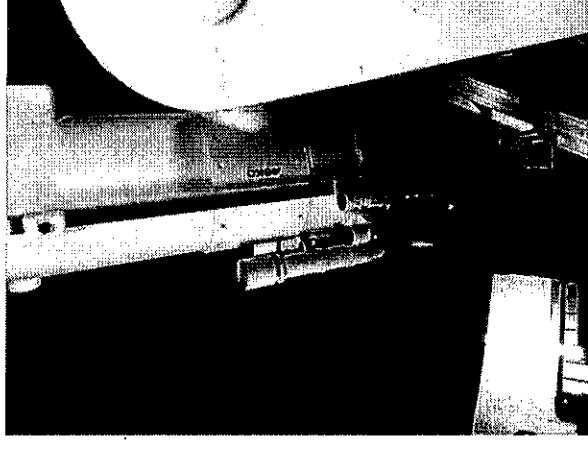
- 天体を通じて子どもたちに夢を！
⇒会員の皆さんが豆知識や神話を
織り交ぜて、解説してました。

○新しい取組の模索

- ⇒電子望遠鏡の導入やスマホを使った
月面撮影など新しい取組を実施

○天体を通じた仲間たちとの交流

- ⇒新会員が加入。設楽町から通う会員も。
⇒天体の専門誌に会員の写真掲載



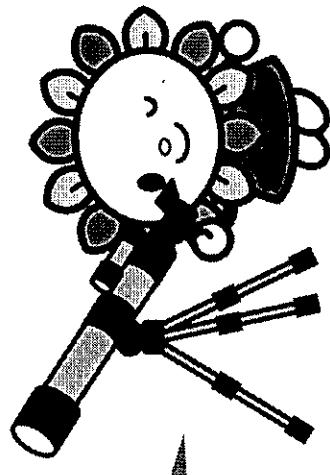
2 スカイワードあさひ星の会④

- ・親子天体教室「デジカメで月の写真を撮ろう！」に参加された皆さんから感想をお聞きました。

月だけじゃなくて、他の星（惑星や彗星）のことも教えてもらえて、天体に詳しくなりました。

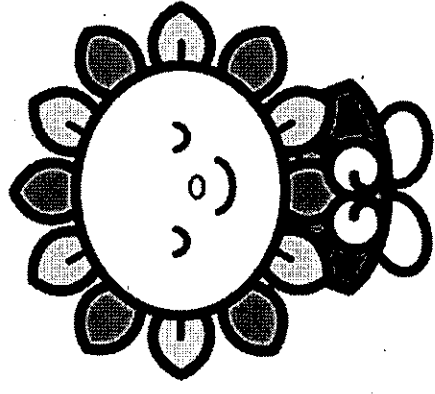
親としても知らないことばかりで、ボランティアの方の説明にとっても興味を持ちました。

毎週日曜日、夜間観望会が開催されていると聞いたので、また訪問したいです。



教育委員会の事業は、
多くのボランティアの皆さんの活動に
支えられています。

この場をお借りして、**感謝**いたします。



尾張旭市教育委員会

(令和6年9月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（９月）定例会会議録

- 1 日 時 令和6年9月18日（水） 午後2時00分
- 2 場 所 市役所3階 講堂（1）
- 3 出席者 教育長 三 浦 明
委 員 山 本 真依子
委 員 松 尾 功
委 員 鈴 木 厚 子
委 員 戸 原 弘 二
- 4 出席職員 教育部長 山 下 昭 彦
管理指導主事 伊 藤 和 由
教育政策課長 大 内 裕 之
学校教育課長 山 田 祐 司
学校給食センター所長 三 浦 明 美
生涯学習課長 鈴 木 直 子
図書館長 松 原 友 雄
文化スポーツ課長 周 防 康 尚
指導主事 杉 野 智 昭
- 5 従事職員 教育政策課長補佐兼教育政策係長 中 川 暢 顕
教育政策課副主幹 稲 生 さより
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 会議に付した事件
第17号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから9月定例教育委員会を開催します。 9月も中旬となりました。まだまだ、汗ばむ日が続く毎日ですが、日暮れが早まり、朝晩、少しは涼しくなっているように感じます。 また、市内のあちらこちらの田んぼでも、お米の収穫作業が始まり、お店に新米も並び始めました。少しずつですが、秋の訪れを感じられるようになってきました。 今週の後半からは、危険な残暑は一段落しそうですが、日本の南の海上では新たな台風が発生し、秋雨前線を刺激して、本州付近では大雨の恐れもあるとの予報です。暑さの次は、台風や大雨、線状降水帯などにも注意が必要です。情報連携を密にし、学校や公民館、文化・スポーツ施設などで万全の対策をしていただくようお願いします。 さて、秋に入ると、行事が多く行われる季節となります。特に10月から学校では、小学校の運動会や修学旅行、中学校での体育祭が始まり、市においても、市民祭が10月の12日、13日に行われます。小学生による金管バンドパレード、中学校吹奏楽の演奏、棒の手警固隊の練り歩きと演技披露もあります。児童、生徒や市民の皆さんの活気ある活動を実感できると思いますので、是非多くの方に、ご参加、ご見学をいただきたいと思います。 それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。 本日の報告は1件でございます。教育長の現場訪問とあります資料をご覧ください。 【パワーポイントに基づき説明】 ・中学生海外研修事業報告会 ・学校におけるタブレットの活用
教 育 長	去る、9月13日金曜日、教育委員の皆様に、本市の不登校支援の取

	組の現場である、中央公民館内の「教育支援センター」と、旭中学校の
	校内教育支援ルーム「A i ルーム」を見学していただきました。参加さ
	れた委員の皆様から活動報告として、ご意見やご感想をいただきたいと
	思いますので、山本委員から順によりしくお願いいたします。
山 本 委 員	実際に見学させていただいて、全体的に明るく、場の作りが大事だと
	感じました。心の居場所は家だけでなく学校にもあり、また学校に入れ
	ない子どもたちにとっては教育支援センターがあることとなります。そ
	うした場所が沢山あれば、それだけ選択の幅が増えるので、センターが
	活用できるということは、子どもたちにプラスになると感じました。
松 尾 委 員	現場で見るまでは、目立たないイメージと思っていましたが、施設も
	指導員の方々も明るかったです。「学校に戻る」を第1目標にしなくな
	ったのが良かったと思いました。ただ、備品などに予算をかけてあげる
	必要があると感じました。
鈴 木 委 員	子どもたちの表情が明るく、大人しくしている子どももいるのです
	が、様子を見ながら自分のやりたいことをしている感じで、居場所とし
	ては居心地が良いのではと感じました。教育支援センターに来ている子
	どもたちが30%くらいで、まだ70%の子どもたちの居場所がないと
	思いつつ、それぞれ事情があると思うので30%の子どもたちのために
	こういう場所があるのは良いと思いました。不登校の時は、親もすごく
	追い詰められたり内にこもったりすることがあるので、外に出て親以外
	に相談できる頼れる環境があるということは大事だと感じました。今ま
	では、学校に戻すことが目標でしたが、社会的自立にゴールが変わっ
	て、今までよりもゴールが遠くなって時間をかけないとどんな効果があ
	ったのか分からないと思うのですが、この取組を長く続けて欲しい、ゴ
	ールを見届けたい事業だと思いました。
戸 原 委 員	初めて現場を見させていただきました。通常の学級に行くことを選ば
	なかった子どもたちがいるというイメージだったので、雰囲気等が分か
	らなかったのですが、実際に見学したところ、他の学校訪問時に会う子

	どもたちと何ら変わらない、笑顔があふれる元気のある感じで、教育支援センターに行っていることを忘れてしまうくらいの雰囲気を感じる事ができました。この笑顔が普通でなかったんだなと思うと、とても大切なことをしているのだと改めて感じました。おそらく、つくしんぼや、A i ルームが無ければこの笑顔が守れなかったと思います。子どもたちが行ける先ができたということによって、子どもたちが普通に笑っていただける環境を作ることができたということは、市としてとても良い取組をしてきているし、これを拡張していかななくてはいけないと思っています。先生方の指導がとても上手で、子どもたちが色々な課題を持っている中で、先生が個別に対応されていて、すごく個人が伸びる新しい指導の方法だと思いますし、先生のスキルの高さに驚きました。高いスキルを持った先生ばかりを揃えるのは難しいかもしれませんが、当市の先生の教育のレベルの高さを感じることができました。多種多様の教育を受けたいと思った時に、ここがそういう場所になるとするならば、将来手狭にならないか心配に感じました。現在の不登校児童生徒数の伸びを踏まえて、より広く子どもたちを受け入れてくれる体制を作ってもらいたいと思いました。
教 育 長	ありがとうございました。子どもたちは、尾張旭の未来だと思います。人づくりなくして、まちづくりはありえないと思います。不登校の子どもたちの学ぶ権利を、しっかり守っていきたいと思いますので委員の皆様も力を貸してください。
教 育 長	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、8月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、8月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は、松尾委員を指名しますので、後ほどお願いします。 次に、次第の3「報告」に入ります。事務局から報告をお願いします。

管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・ 9 月校長会議等について
教 育 長	小学校の野外活動先と、修学旅行先を教えてください。
管理指導主事	小学校の野外活動先は、8 校は郡上八幡市で、1 校は中津川市で行っています。修学旅行先は、9 校全て京都・奈良で行っています。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・ 後援・推薦行事について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・ 令和 6 年度全国学力・学習状況調査について
	・ 令和 5 年度「ラーケーションの日」アンケートについて
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
戸 原 委 員	この調査の目的に、「教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」と記されていますが、具体的にこの調査をすることで、誰が何を改善するのですか。この資料が何に活かされるのでしょうか。
管理指導主事	まず調査結果の傾向としましては、本市を含む愛知県では、小学生の国語と算数が全国平均と比較して低いのですが、中学生になりますと全国でも上位となります。その理由は掴めないですが、結果に基づいて県から「授業アドバイスシートを含む学力・学習状況充実プラン」が出ていますので、それを活かしながら授業の改善をしていきます。例えば、国語の項目として、「書く、読む、聞く」がありますが、書くことが弱いのであれば、作文に取り組むなど重点によって授業を進めます。算数で四則計算が弱いのであれば、問題を解く前に規則の確認をするなど細

	かいところに気を付けて授業を行っていきます。各学校では、学校での
	課題、こういう力を付けたい、こういう子に育ててほしいなど考えます
	ので、チェック項目として調査結果を踏まえてテーマを決めたり、重点
	に沿って取り組んだりしていきます。
戸 原 委 員	市単位の検証というよりは、各学校でそれぞれの特色を持ってそこから
	校長のマネジメントにより教員に伝わり、それぞれのクラス指導に活
	かされているということですね。
鈴 木 委 員	昨年の調査結果より良好のような気がします。特に算数は小中学校と
	もに全国を上回っていると思いますが、何か改善されたことがあるので
	しょうか。その年の全国との比較も良いですが、昨年の本市の結果との
	比較があると分かりやすいと感じました。概ね良くなっている印象があ
	るので、現場の教員が頑張っていることに対し、評価していただきたい
	と思いました。
教 育 長	課題を検証して改善をしていく、学習状況の改善に役立てる、検証改
	善のサイクルを確立することが目的でありますので、単年度ではなくて、
	本市としての昨年度との比較をした方がより良いと考えます。結果を踏
	まえてしっかり行うようよろしくお願いいたします。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
松 尾 委 員	テレビでもラーケーションの報道はしていましたが、愛知県が導入・
	活用を促進しているものの、意外に取得率が少ないと思いました。何か
	県で目標数値や促進するような指導はあるのでしょうか。
指 導 主 事	県から目標の数値は示されておりません。しかし、本市はモデル事業
	に参加していますので、教員の年次休暇につきましては、少しでも取得
	できるようにと考えます。校長会・教頭会で声をかけさせてもらって先
	生方の働き方改革になるようにしていきたいと考えています。
鈴 木 委 員	ゴールデンウィークの中日にラーケーションを取得したところ大量
	の宿題が出され、その対応に夜中までかかった例があったため、ラーケ
	ーションを取得した家庭への情報共有や、宿題の量、学習内容の難度が

	上がる中学生の取得には課題があるのではと思いました。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・令和6年度第1回尾張旭市社会教育委員会の結果について
	・令和6年度尾張旭市少年少女発明クラブ「夏休み工場見学」の開催
	状況について
	・令和6年度第1回尾張旭市公民館運営審議会の結果について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
鈴 木 委 員	「夏休み工場見学」に参加させていただきました。以前は、小学5年
	生の社会見学で工場見学がありましたが、コロナの時に、オンラインで
	の工場見学となり、子ども会での夏休みの工場見学も中止となりました。
	当市の歴史ある企業だったので、保護者が見ても楽しく参加させていた
	だきました。参加対象者が小学生までだったのですが、今の中学生もコ
	ロナ禍により工場見学していない世代であるため、将来の視野を広げる
	ためにも、もう少し参加対象範囲を広げ、中高生も参加できる機会があ
	っても良いのではと感じました。
生涯学習課長	大変貴重なご意見をありがとうございます。来年度に向けて検討さ
	せていただきます。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	打ちはやしの出前授業を保育園にて3年くらい続いて行っていてそ
	の目的は、後継者育成等と思いますが、この出前講座を行って何か成果
	があれば教えてほしいです。
文化スポーツ課長	保育園の出前授業の打ちはやしは年長の児童が対象ですが、保存会の
	皆さんの打ちはやしの笛に合わせて、太鼓や手製の竹の切り株を叩いて、
	リズム遊びをしていただきました。年長さんがリズム遊びをしている時、
	年中さん年少さん未満児さんも見に来て楽しそうな顔を見ることがで

	きました。これを機に打ちはやしを身近に感じて将来の後継者の育成や、
	世代間の交流の促進に繋がれたらと考えています。なお、今年は、2
	名の中学生在が保存会に入っていました。
教 育 長	大事な市の文化財になりますので、しっかりと伝えていただきたいと
	思います。よろしくお願いいたします。
	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・令和6年度第1回尾張旭市立図書館協議会の結果について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
戸 原 委 員	持続可能な図書館を目指すために開館時間縮小や休館日の見直しを
	検討されているのでしょうか。
図・書 館 長	職員の人数はいるのですが、正規職員と会計年度職員のローテーショ
	ンが難しい状況ですので、どのようにしたらよいのか議論している最中
	です。今すぐ開館時間を縮小するものではありません。
教 育 長	新聞の国語に関する世論調査で、62.6%の方が本を読まないとい
	う初の半数越えの結果でした。図書館として、図書の大切さを市民の皆
	さんに伝えていくということも、教育の仕事だと思いますので図書の大切
	さのPRをしっかりとっていただきたいです。よろしくお願いいたします。
鈴 木 委 員	ブックスタートの参加率補正はどのように補正したのですか。
図 書 館 長	令和8年度の目標の数値が98.5%でしたが、非常に高い目標値と
	なっていました。第一子目の時は参加率が高いものの、第二子目以降に
	なると参加率が低下する現状を踏まえ、90%へと中間見直しすること
	をご了承いただきました。
鈴 木 委 員	開館時間の縮小ですが、実際利用している側からすると、近隣市の図
	書館は、日曜日午後5時までですが、当市は午後7時までとなっており、
	頑張っていると思っています。

図 書 館 長	返却だけならば、返却ボックスがあるのでそちらをご利用できますし、地区公民館でも返却していただけます。
鈴 木 委 員	返却した時に新たに本を借りたいので開館していると助かります。
戸 原 委 員	開館時間を縮小することや、休館日を増やしていくということは、少なくとも市民サービスにおいてはマイナスになると思います。その中で持続可能な図書館を目指すためではあると思いますが、市民サービスを縮小することは決して前向きな意見ではないと思いますので、認識の確認をしていただきたいと思います。
教 育 長	教育委員の皆様から意見をいただきましたので、このことについては立ち止まって検討していただきたいと思います。
	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
教 育 長	無いようですので、報告については終了します。
	次に、次第の4「付議事件」に入ります。
	それでは、「第17号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について」審議します。事務局から説明をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・第17号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第17号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	次に、次第の5「その他」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	(次回定例会日程について説明)

[illegible]

10月定例教育委員会報告

10月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和6年10月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 9月議会について 2 学校給食における賞味期限切れ食材の提供について 3 個人情報の誤送信について
管理指導主事	1 10月校長会議等について
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 教育長職務代理者の指名について 3 情報公開請求について
学 校 教 育 課	1 南新町中畑地内における物損事故について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	
図 書 館	
文化スポーツ課	1 第39回尾張旭市民ジョギング大会の開催について 2 マメナシ・アイナシイメージキャラクター「マメナッシー & アイナッシー」LINEスタンプの販売について
全 課	

1 9月議会について

☐ 答弁

個人① 若杉 たかし〔令和あさひ〕

1 小学校の民間プール活用について

(1) 先生からの感想、評判について

【教育部長答弁】

民間委託を導入した小学校の教員からは、「レベルに応じた、グループごとの指導によって、児童の泳力向上が実感できた」といった評価のほか、「専門のインストラクターの指導方法が見られて良い経験になった」や、「評価に向け、児童を集中して観察できる」といった感想を聞いております。

また、これまで学校プールの管理業務を担当していた校務主任などからは、民間委託によって「老朽化の進んだ施設の維持管理」や「小まめな水質検査」のほか、「プール清掃」に係る負担が軽減されたとともに、毎年ニュースに上る「水の止め忘れ」を避けることもできるとの声が届いております。

(2) 児童からの感想、評判について

【教育部長答弁】

今年7月に実施したアンケート調査によりますと、児童の約5割が「とても楽しい」、また約3割が「まあまあ楽しい」と回答していたため、大多数の児童が「肯定的な評価」をしていることが確認できたところでございます。

また、「専門のインストラクターが教えてくれることで、水泳が楽しくなった」や、「泳ぎ方の指導をしっかりと受けられた」といった意見のほか、「もっと長い時間、プールに入りたい」、「プールの回数を増やして欲しい」、「自分で様々な動きを試せる『遊びの時間』も作って欲しい」といった意見もありました。

このため、「児童が主体的に、自己の学びを調整できる内容」を組込むなど、こうした児童からの意見を、次年度以降の水泳指導に活かしてまいりたいと考えております。

(3) 残りの3小学校の展開について

【教育長答弁】

水泳授業の民間委託につきましては、「教育の質の向上」と「教員の多忙化解消」の2つを大きな目的としており、今年度は、昨年度開始した2校に、新たに4校を加え、6校で実施しております。

民間委託により、雷雨などの悪天候や、熱中症リスクを原因とした授業の中止が無くなることのほか、専門のインストラクターによって、レベルに応じた適切な指導がなされ、泳力が向上するなど、様々な効果が確認されております。

また、先ほど答弁しましたように、教員の声からは、多忙化の解消においても一定の成果が出ているものと考えられますので、残りの3小学校も含め、全小学校での民間委託を早期に進めてまいります。

(4) 小学校プールの跡地利用について

【教育部長答弁】

ただいま答弁しましたとおり、水泳授業の民間委託が順調に進みつつありますので、プールの転用も含めた様々な跡地利用策についても、先進地の取組の情報収集などを通じて、調査研究しております。

その結果、昨年の定例会で他の議員から御紹介いただいた「太陽光発電設備の設置」をはじめ、「スケートボード場への転用」や「防災倉庫の設置」など、地域の実情に応じた様々な取組が、各自治体で展開されていることを確認したところでございます。

今後も引き続き、こうした調査研究を進めてまいります。その際には、プールの敷地の配置状況なども踏まえながら、また教育以外の俯瞰的な視点も持ちながら、市として最適な活用手法を導き出してまいりたいと考えております。

2 けん引式車いす補助装置「JINRIKI」について

(2) 小学校での利用について

【教育部長答弁】

現在、市内3つの小学校で「JINRIKI」をお借りしておりますが、各学校からは、「遠足の際に利用したところ、坂道や芝生を移動するときに大変便利だった」でありますとか、「段差のある昇降口などを経由して、運動場へ出る際に利用した」といった報告を受けております。なお、今後は修学旅行での利用も計画されております。

個人② 丸山 幸子〔公明党尾張旭市議団〕

2 本と給食のコラボ「ブックメニュー」について

(1) 市立図書館・学校図書館と給食のコラボ「ブックメニュー」について

【教育部長答弁】

市立図書館や学校図書館が、給食とコラボする「ブックメニュー」につきましては、「絵本や物語の世界が、再現される喜び」を、児童生徒が感じるためだけでなく、食や図書への関心を促進するための手段としても、大変有効であると考えます。

学校給食では、絵本などに登場する料理や食材を数多く提供しております。そのため、献立に合わせた図書を、給食の際の校内放送等で児童生徒が紹介したり、読み聞かせを行ったり、さらには学校図書館に「給食に関連した図書の展示コーナー」を設置したりといった「ブックメニュー」を取り入れることによって、食への関心を高めることができると考えられます。また、市立図書館におきましても、給食に関連する本の「特集コーナー」を設置したり、「ポップ」を掲示したりといった「ブックメニュー」を導入することで、「読書活動の推進」へとつなげることができると考えられます。

このため、今回御紹介のありました「ブックメニュー」につきましては、関係部署による連携のもと、今後積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

個人③ 芦原 美佳子〔公明党尾張旭市議団〕

2 不登校対策の充実について

(1) 教育支援ルームつくしんぼについて

ア 通室状況について

【教育長答弁】

教育支援ルーム「つくしんぼ」は、「心の居場所になれるよう、一人ひとりに寄り添う拠点」として、関係部署の協力のもと、今年7月の広報おわりあさひに特集記事を掲載しました。その影響もあってか、8月時点での「登録者数」は、小

学生が20名、中学生が15名で、直近7月の授業日における「平均来室者数」は、一日当たり12.7名となっております。また、昨年度は、一日の利用者数が10名を超えるようなことは無かったところですが、今年度は多い日で1.6名ほどの利用があり、その一方で、校内教育支援ルームの設置中学校からの利用者数は、少なくなっております。

イ 通室方法について

【教育長答弁】

今年8月時点の、つくしんぼに登録している児童生徒の割合を、中学校区別に申し上げますと、旭中学校区は全体の3割程度、東中学校区は5割程度、そして西中学校区は2割程度となっております。また、通室の方法につきましては、「保護者による自家用車での送迎」が全体の約半数を占め、次いで「市営バスあさび一号」、「徒歩や自転車」、「電車」の順となっております。

(2) 校内教育支援ルームについて

ア 校内教育支援ルームの成果について

【教育長答弁】

現在、旭中学校と、東中学校の2校に設置しております校内教育支援ルームには、それぞれ平均して毎日4、5名の生徒の利用があります。いつでも温かく迎え、より多くの教職員の目で見守り、登校の意欲につながるよう努めております。その結果、今年度新たに開設した東中学校からは、全く登校できていなかった生徒4名が、通室できるようになったとの報告を受けております。

こうしたことから、目指しております「生徒に寄り添った、より身近で安心できる居場所づくり」が進みつつあるのではないかと考えております。

イ 成果を踏まえた小学校における未然防止策について

【教育長答弁】

今年7月の「広報おわりあさひ」の記事でもお知らせしましたが、本市においても、様々な理由によって支援を必要とする子どもたちが増えており、また、子どもに関わる大人の方の相談も増えております。特に、本市の小学生につきましては、中学生と比べ、不登校の数は少ないものの、相談件数は逆に多くなっており、その大半は保護者の方からの相談が占めております。

このため、小学校における未然防止に関しましては、教育支援ルーム「つくしんぼ」と、教育相談「ひまわり」の2つの機関で構成する「教育支援センター」を有効活用することによって、子どもたちだけでなく、保護者の「心の居場所」にもなれるような対応を、まずは進めてまいりたいと考えております。

ウ 小学校への校内教育支援ルームの設置について

【教育長答弁】

不登校対策の充実のため、各小学校では、教室以外の部屋を活用して「居場所づくり」を進めるなど、様々な工夫を凝らしております。こうしたことに加え、先ほど申し上げました「教育支援センター」を有効活用することによって、小学生の不登校対策を進めてまいりたいと考えておりますが、校内教育支援ルームを小学校に設置する必要性も感じております。

ただその場合、やはり運営に当たっての人員配置や、施設整備などが必要となっており、今後の国や県の動向などを踏まえて、その実現方策などを研究してまいりたいと考えております。

(3) 校内教育支援ルームやつくしんぼに通わない、通えない不登校児童生徒への対策について

ア 現在の取組について

【教育長答弁】

校内教育支援ルームやつくしんぼに通わない、また通えない不登校児童生徒につきましては、「心の教室相談員」や「メンタルフレンド」を活用して対応したり、他の児童生徒が下校した後に、学校へ顔を見せに来た際に対応したりするなど、状況に応じた臨機応変な対応に心掛けております。また、状況に応じて担任が家庭を訪問して、児童生徒とのつながりが途切れることのないよう努めているほか、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、ケース会議を通じて児童生徒を取り巻く環境を調整するなど、登校しやすい環境づくりを実施しております。

なお、保護者の方に対しては、スクールカウンセラーとの相談を勧めたり、保護者同士の情報共有の場である「手と手と手」の取組を紹介したりするなど、不登校児童生徒とその家庭を支援する取組も、合わせて行っております。

イ 課題と今後の取組について

【教育長答弁】

校内教育支援ルームやつくしんぼに通わない、また通えない不登校児童生徒に関する課題としましては、本人や保護者の方との面会が困難な場合があることが、まず挙げられます。先ほど申し上げたとおり児童生徒とのつながりが途切れることのないような対応に努めておりますが、面会できない場合には現状を把握することが難しいだけでなく、本人の意向などを聞き取ることもできず、事態の打開に向けた対応に苦慮することとなります。

いずれにしましても、こうした課題については一律な解決策がありませんので、引き続き、保護者の方の御理解と御協力をいただくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な対応を進めてまいりたいと考えております。

(4) オンライン学習支援について

【教育長答弁】

現在実施しております「オンラインによる学習支援」の例としましては、タブレット端末を家庭に届け、「連絡アプリ」や「授業アプリ」を活用しながら、健康観察を行ったり、学習内容を伝えたりしていることが挙げられます。また、タブレット端末に導入された「学習支援ソフト」を活用して、個別学習を実施している事例のほか、学校には登校できるものの、教室には入れず、別室に登校している児童生徒を、オンラインを活用して集会に参加させている事例もあります。

なお、「動画配信による授業支援」につきましては、児童生徒の個々の状況に合わせて行う必要があるため、実施をしておりません。

(5) 不登校対策への教育長の思いについて

【教育長答弁】

教育長の決意ということではなく、思いを述べさせていただきます。行政や教育委員会、学校では、「不登校の子どもたちを減らさなければならない」といった使命を、これまでも背負い、これからも背負っていくこととなりますが、時代の背景や社会環境を考えますと、不登校の子どもたちの数が「ゼロ」になることは、残念ながら無いと思います。

私は、不登校の子どもたちに、教室や学校以外の選択肢を用意し、そこには、子どもたちの意思で学びにアクセスし、人や社会と接することができる環境をきちんと整え、結果、前向きに生きていける子どもたちが、一人でも多く増えてくれたらと強く感じております。どこにも繋がっていない不登校の子どもたちを「ゼロ」にすることは、可能ではないかと思えます。教室に入れる、入れない、学校に行く、行かないに関わらず、学ぶことができる、学びへのアクセスが100%、まさにこれが「誰一人取り残されない教育」の実現に繋がります。

教育は、人の成長を支える営みです。学びを通じた人と人のつながり、関わり、対話を大切にしていかなければなりません。そのためには人や社会と接しなければなりません。来年度には、全中学校に校内教育支援ルームを設置する予定です。これまで答弁してまいりましたように、市の教育支援センターを核とした、各中学校における校内教育支援ルームとの連携強化に努めてまいります。

この連携を、尾張旭市の不登校対策の新たなスタートラインとして位置付け、子どもたちに寄り添った対応策を積極的に推進していきたいと考えております。

子どもたちは尾張旭市の未来です。人づくりなくして、まちづくりはあり得ません。是非、応援をお願いいたします。

個人④ 櫻井 直樹【市民クラブ】

1 「学びの共同体」の授業を広めることについて

(1) 各小中学校の授業について

【教育長答弁】

各小中学校で行われている授業の形態につきましては、各担任又は教科担当教員が、学習指導要領に基づき、学校ごとに編成された教育課程をはじめ、現職研修における研究テーマや、児童生徒の実情などを加味して決めております。現在は、将来の予測が困難な、複雑で変化の激しい社会であり、また、グローバル化が進展する社会でもあります。こうした中、学校教育には、「知識、技能が習得されるようにすること」や、「思考力、判断力、表現力などを育成すること」のほか、「学びに向かう力、人間性などを涵養すること」といった資質・能力の育成が、強く求められております。

こうしたことから、児童生徒が「どのように学ぶか」に着目した授業方法について、更なる工夫や改善に努めております。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実践例について

【教育長答弁】

本市の小中学校では、現職研修のテーマを決定する際に「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れるとともに、大学教授などをスーパーバイザーとした研修や実践を進めております。「主体的な学び」に関する具体的な例としましては、小学校の外国語において、児童自らが学習の見通しを立て、それを実践し、その結果を振り返ることによって、更にその次につなげるといった実践を行っております。

一方「対話的な学び」に関する具体的な例としましては、体育科の授業で、タブレットを活用してマット運動などの見本を視聴させたり、各自の演技の様子を動画として撮影し、それをもとに互いの良い点や改善点を話し合ったりさせております。

その他にも、対話が進むように、前後の席同士や、小グループによる意見交換を取り入れたり、全体の座席の配置を「コの字」型にしたりするなどの実践も行っております。

(3) 「学びの共同体」の授業を広めることについて

【教育長答弁】

「学びの共同体」の授業を実践するためには、各小中学校で行われている「現職研修」において、その考え方が「研究テーマ」として取り上げられるなど、教職員に理解されることが、何よりも大切であると考えます。そうした中、先日開催した「教育フォーラム」では、「対話的な学び」を実践している二人の教職員から研究成果の発表があり、大変頼もしく、また心強く感じたところであります。

このような教職員の研究などを通して、学校現場で「学びの共同体」を含めた様々な教育方法が研究され、実践されることを期待しております。

個人⑤ いとう 伸一〔市民クラブ〕

1 尾張旭市小中学生の運動能力

(1) 大人になったときの、小中学生の運動能力の重要性

【教育長答弁】

一般的に、小中学生の時期に運動能力が高いと、持続的な運動習慣の形成につながることが多いと言われておりますので、大人になった時も、優れた体力と良好な健康状態を維持しやすくなるのではないかと考えます。また、運動を通じて成功体験が得られれば、自己肯定感が高まり、社会的な自己イメージの向上や、良好な人間関係の形成にも好影響を与えるものと考えます。

こうしたことから、小中学生の運動能力は、大人になった時の身体的な健康だけでなく、精神的な健康の発展にも、大きく寄与するものと考えます。

(2) 尾張旭市の小中学生の運動能力の調査内容（種目）

【教育長答弁】

尾張旭市の小中学生の運動能力を調査したものとしては、毎年学校で実施しております「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」がございます。

この調査は、小学5年生と、中学2年生の全児童生徒を対象としたものですが、そのうち小学5年生の実技調査の種目は、「握力」、「上体起こし」「長座体前屈」、「反復横とび」、「20メートルシャトルラン」、「50メートル走」、「立ち幅跳び」、「ソフトボール投げ」の8種類がございます。

(3) 尾張旭市の全国平均と比べた結果

【教育長答弁】

昨年度の小学5年生男子の種目別の調査結果は、全国平均を50とした場合、「長座体前屈」が50.3、「立ち幅跳び」が50.7であり、それ以外の種目は、全てやや下回っておりました。また、小学5年生女子の種目別の調査結果は、「長座体前屈」が50.0と全国平均と同等で、それ以外の種目は、やや下回る、又は下回る状況にありました。

一方、中学2年生の男子は、「反復横とび」が全国平均と同等であった以外、全てやや下回る、又は下回る状況にあり、中学2年生の女子も同様に、「反復横とび」が全国平均と同等であった以外は、全てやや下回る、又は下回る状況にありました。

(4) 尾張旭市の調査結果の過去からの傾向

【教育長答弁】

昨年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を、記録として残る一番古い「平成29年度」の調査結果と比較しますと、小学校、中学校ともに、また男女ともに、全ての種目の点数が下回っておりました。

このため、細かな変動はあるものの、本市の小中学生の運動能力は「過去と比較して低下傾向にある」と言えるところとなっております。

(5) 尾張旭市の小中学生の運動能力結果の原因

【教育長答弁】

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、「平日1日当たりの映像の視聴時間」の調査も実施しておりますが、昨年度の愛知県の結果を見ますと、小学校、中学校の男女ともに、「視聴時間が4時間以上」と回答した割合が全国平均よりも高く、前年度の調査結果よりも増加しておりました。

このため、本市だけの理由ではありませんが、こうしたゲームなどの室内遊びの長時間化や、昨今の「便利さを求めるライフスタイル」に伴う運動不足、さらには感染症の流行や、猛暑による熱中症対策による「運動機会の損失」等が、運動能力の低下の、一つの原因になっているのではないかと考えられます。

(6) 健康都市としての小中学生の運動能力向上

【教育長答弁】

児童生徒の運動能力の低下は、大人になってからの生活習慣病の発症リスクにもつながり、ひいては生活の質の低下や、健康寿命への悪影響にもつながる可能性がございます。そうしたことを踏まえると、全国平均や過去の結果よりも運動能力が下回っている現状は、危惧すべき状況にあると認識しております。

そのため、体育の時間を中心としながら、基礎体力の向上を進めるとともに、家庭での運動習慣の改善についても、さらに促していく必要があると考えております。

(7) 小中学生の運動能力向上のためにできる具体的な施策

【教育長答弁】

小中学校におきましては、運動会や体育大会をはじめとした「体を動かす機会」を創出しているほか、体育科の授業において「基礎体力の向上」を行っておりますが、最近の小中学生の運動能力の現状を踏まえますと、これら以外にも、新たな取組を実施する必要があると認識しております。このため、昨年度からは、「相互支援に関する協定」を締結した中日ドラゴンズの御協力のもと、11月の「あいち県民の日 学校ホリデー」の際に「野球教室」を開催したり、プロチームの支援を受けて「フットサル教室」を開催したりするなど、子どもたちの運動能力の向上に注力しているところでございます。

今後につきましても、子どもたちの運動に対する興味促進や運動に対する意識醸成に向け、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

個人⑧ 川村 つよし【日本共産党尾張旭市議団】

3 夏の子どもの居場所を増やせないか

(3) 図書館・学校図書館の夏休み中の使用状況は

【教育部長答弁】

今年度の夏休み中、市立図書館に来館し、本を借りた小中学生の人数は、一日平均約70人でした。なお、学校図書館は、夏休み中開放しておりますが、その代わり自習などが可能な市立図書館2階の「参考室」や「視聴覚室」を開放し、多くの学生や生徒等の皆さんに使用していただいております。

4 学校図書館の充実を

(1) 図書資料の蔵書数について

【教育部長答弁】

先の定例会での、他の議員からの御質問の際と同じ内容になりますが、本市では2種類ある「学校図書館の蔵書冊数」に関する基準のうち、文部科学省の「学校図書館図書標準」に基づき、小学校では11,000冊程度を、また中学校では15,000冊程度を、児童生徒向けに所蔵するようにしております。

また、1校当たり小学校では約60万円、中学校では約80万円の図書購入費の予算を活用しながら、毎年蔵書の内容を確認し、適宜更新しておりますが、場合によっては「学校図書館相互の貸し借り」の代わりに、市立図書館の「団体貸し出し」を活用した対応を実施することもあります。一方、教員向けの蔵書につきましては、「学校図書館の図書」とは別で取り扱っておりますので、その蔵書数は学校ごとに異なり、またその管理につきましても特には実施しておりません。

(2) 図書館資料の分類排列の状況と資料の探しやすさについて

【教育部長答弁】

本市の学校図書館では原則、御質問にありました「日本十進分類法」という、日本の図書館で広く使われている分類方法により整理をしております。またこれに加えて、図書の担当教諭やボランティアの皆さんの協力をいただきながら、書籍の表紙を見せるような並べ方をしたり、分類用の見出しをイラスト付きで示したりして、資料を探しやすくする工夫を各校で実施しております。

次に、分類ごとの蔵書の割合を申し上げますと、小中学校ともに、蔵書の約3割を、9類の「文学」が占めており、もともと出版量が少ない傾向にある0類の「総記」や、1類の「哲学」、6類の「産業」の蔵書が少なくなっております。また、学習内容や発達段階に合わせて蔵書を計画しておりますので、小学校では4類の「自然科学」のほか「絵本」が多く、中学校では2類の「歴史」や3類の「社会科学」、7類の「芸術」の蔵書が多くなっております。

(3) 学校図書館による企画イベントについて

【教育部長答弁】

本市の小中学校では、年に1～2回「読書週間」を設定して読書を奨励しており、その名称も、小学校の場合、1学期の「読書週間」は「あじさい読書週間」、2学期は「もみじ読書週間」としたり、中学校の場合には「本祭り」としたりするなど、様々な工夫を学校ごとに実施しております。

次に、学校図書館による企画イベントとしましては、読書カードを使って「読書記録」をつけたり、新しい本が入ったときには積極的に紹介をしたり、さらには小学校を中心に「読み聞かせ」を行ったり、といった読書に関して親しみや興味を持てるようなことを実施しております。他にも、図書委員会による活動として、一定の冊数の読書をしたら「手作りのしおり」をプレゼントしたり、先生おすすめの本コーナーを設置したりといったイベントを実施している学校もありま

す。

(4) 外部との連携について

【教育部長答弁】

本市の学校図書館での「外部との連携」としましては、市立図書館の「職員」が、小学2年生の生活科の時間で「図書館の仕組み」について出前授業をしたり、逆に、児童が市立図書館を見学して、その利用方法等を学習したりする例があります。また、学校が行う「調べ学習」を支援するため、市立図書館の職員が必要な図書を貸し出して配送をしたり、中学校の学校図書館の特集コーナーを「ディスプレイ」したりする例もあります。他にも、多くの学校において、先ほど申し上げた「市立図書館の団体貸し出し」を利用しており、昨年度は小中合わせて1, 500冊ほど利用しております。

今後につきましても、こうした市立図書館との連携を継続することによって、学校図書館が持つ児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」の機能や、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」の機能、そして、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」の機能を、充実させていきたいと考えております。

(5) 一般公衆の利用について

【教育部長答弁】

御承知のとおり学校図書館は、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的としております。このため、一般公衆の利用によって、児童生徒や教員の利用が妨げられることのないような「施設の整備」や「運用」が、まず求められることとなりますが、本市の学校図書館は、蔵書の内容が「児童や生徒向け」とであるとともに、学校図書館までの間の保安対策が十分ではないこと、さらには教職員が常駐していないことや、本の貸し出しが一般の方を対象としたものではないこと等、様々な課題があるため、未だその実施には至っておりません。

しかし、今回調べましたところ、御指摘にありました「コミュニティスクールの考え方」を踏まえ、学校図書館を「地域と学校をつなぐ場」として有効活用している事例があるとともに、県教育委員会作成の資料には「地域の人材を活用しながら、家庭や地域に開かれた学校図書館づくりを進めよう」と掲げられておりました。他にも、学校図書館に「市立図書館の分館的機能」を持たせ、「地域図書館」としている例もございますので、まずはこうした事例などを、一度調査研究してまいりたいと考えております。

(6) 学校司書の配置を

【教育部長答弁】

児童生徒の豊かな心と、自ら学ぶ力を育む教育を実現していく上では、「学校図書館の充実」が大変重要であり、「学校司書の配置」は、その実現に向けた方策の一つとして挙げられるものと認識しております。また、他の自治体が作成した報告書では、「学校司書の配置によって、子どもたちの読書量が増加した」と評価されていることから、その効果については十分承知しているところでございます。

しかし、本市の小中学校の現状としましては、学校生活を支援する「学校運営支援員」の配置が優先されるなど、学校図書館を支えるマンパワーだけでなく、

「学校の運営全体」を支えるマンパワーの充実が必要な状況にあるため、なかなか「学校司書の配置」にまで対応が追い付いていないのが実情となっております。

このため、令和4年3月に改訂した「尾張旭市子ども読書活動推進計画」には「図書館と学校図書館との連携の推進」を掲げ、市立図書館の司書が学校図書館を訪問し、現状を把握した上で、分類表示や特集展示、本の除籍等の相談に応じる等の対応を進めているところでございます。

個人⑩ 秋田 さとし〔令和あさひ〕

1 児童・生徒を巻き込んだ防災教育について

(1) 総合的な学習の時間について

【教育長答弁】

「総合的な学習の時間」につきましては、「探求的な学習の良さ」を理解することが目標となっており、そのいくつかの「取り組むべき課題」が、学習指導要領において示されております。これを受け、本市の学校では、実社会や実生活に関わる「児童生徒の資質や能力の向上に適した課題」を選択し、主体的・対話的で、深い学びが実現できるような教育課程を編成しております。

その結果、小学校では、「環境問題や福祉、国際理解」などのほか、「地域とのつながりや地域の伝統文化」、そして「防災」に関することを、また中学校では、「職業調べや職場体験、上級学校調べ」などを、授業のテーマとしております。

(2) 防災訓練の実施状況について

【教育長答弁】

小中学校では、地震や火災の発生を想定した「避難訓練」を、年に3回程度実施しております。その他にも、5月頃には風水害を意識した「引き渡し訓練」を、また防災週間である9月には地震を意識した「シェイクアウト訓練」を、さらには、火災による「煙道体験」や、放課の時間に行う「放課時避難訓練」を行っている学校もあります。

なお、基本的には、事前に通知をした上で訓練を実施しておりますが、いつ起きるか分からない災害に備えるため、最近では事前通知無しで実施している学校もあります。

(3) 子どもたちへの防災意識の教育について

ア どのような取組を行っているのか

【教育長答弁】

「子どもたちへの防災意識の教育」の例としましては、避難訓練の前後に、担任や防災担当教員による指導を行っていることが挙げられます。また、先ほど申し上げた「総合的な学習の時間」に講師を招き、校内に設置された「防災倉庫」や「マンホールトイレ」のほか、校区内の「防災設備」などについて学び、調べ、その結果をもとに、子どもたち自らが防災マップを作成するなどの取組も行っております。

その他にも、社会科で学習する「低地の暮らし」と関連させ、幾度も水害に苦しめられていた「木曽三川」の分流工事に係る、先人たちの偉業や苦勞などを調べたり、社会見学の際に、災害の恐ろしさや自然災害への備えについて考えさせたりする学習を行っている学校もあります。

イ 防災意識の教育について

【教育長答弁】

防災の基本は自助です。子どもたちが「自ら考え、判断し、行動する」ことのできる「主体性」を持つことがとても大切となります。これは、気づいた人、つまり自らが行動することとなり、いわゆる「我がこと感」を高めることにもつながります。そのためには、災害対応や防災に対する事例から学び、「生きる力」を身に付けさせるようにすることが必要だと考えます。

このため、現在本市の中学校では、生徒自らが緊急時・救急時・火災時の各シチュエーションを考えるとともに、出演撮影し、さらには動画編集して発表するといった、新たな取組を消防本部と行っております。これにより、一昨年は西中学校で「心肺停止」に関する動画を、昨年は旭中学校で「火災による初期消火」に関する動画を、そして今年は東中学校で「心肺停止の応用編」に関する動画を作成しております。

こうした取組によって、子どもたちの「我がこと感」が高まり、そして緊急時に率先して行動を起こすことができる人へと成長し、子ども同士で教えあう、といった環境づくりができることを期待しております。

個人⑫ 日比野 和雄〔令和あさひ〕

2 スカイワードあさひ天体観測室を活用したシティプロモーションについて

(1) 実施状況について

【教育部長答弁】

スカイワードあさひの「天体観測室」につきましては、「文化コミュニティの丘整備事業」の一環として、平成4年4月に整備して以来、多くの方々に御利用いただいております。天体や宇宙をテーマにした、無料の講座やイベントを、対象者を限定せず、年間200回ほど開催しております。

そのうち、「太陽観望会」では、黒点（こくてん）や、プロミネンスなどの太陽活動の観測を、また、「夜間観望会」では、季節ごとに「春の大三角」や「七夕の星」、「土星や木星などの惑星」や「冬の大三角」などの観測を行っており、いずれも好評のもと、多くの皆様に御参加いただいております。

(2) 利用状況について

【教育部長答弁】

昨年度は、「太陽観望会」や「夜間観望会」のほか、「親子天体教室」等の事業を天体観測室で開催したところ、8,680人もの方に御利用いただくことができました。

なお、城山公園にあります遊具広場「スカイパーク」の近くに、天体観測室の案内看板を設置した結果、以前と比べ、利用者が2,000人ほど増加したところでございます。

(3) シティプロモーションにつなげるための考え方について

【教育部長答弁】

天体観測室には、県内の公共施設「有数」の大きさを誇る「反射望遠鏡」のほか、他にはほとんどない、直接太陽が見られる「太陽観望 専用望遠鏡」が設置されております。こうした望遠鏡が大都市近郊に設置されていることについては、他に対し、大いに誇れるものであると認識しております。しかし、市民の皆様の

認知度は決して高いとは言いきれず、存在は知っていても、利用したことのない方が多数いらっしゃるなど、残念ながらその存在価値は「十分に生かされている」とは言えない状況にあります。

このため、天体観測室の利用促進においては、これが「本市自慢の財産」であることについても、チラシへの掲載やイベント等を通じて、併せて、広く御案内してまいりたいと考えております。また、このことは、正に「シティプロモーション」が目的とする「市民の愛着度の形成」のほか、「知名度やブランド力の向上」と意図を同じくするものであると思いますので、今後も引き続き、こうした考え方にに基づき、関係する事業を進めてまいりたいと考えております。

2 学校給食における賞味期限切れ食材の提供について

1 発生状況

- ・ 令和6年10月4日（金）に旭丘小学校の学校給食で提供したフローズンヨーグルトに賞味期限切れ（令和6年9月11日）のものが合計39個混入しました。
- ・ 学校において賞味期限切れに気付き、直ちに校内放送で確認したところ、児童1人、教員2人が喫食した事実が確認されました。

2 発生原因

フローズンヨーグルトの納入事業者が、賞味期限切れのフローズンヨーグルトを誤って学校に配送し、これを事前に確認できなかったためです。

3 これまでの対応

- ・ 直ちに、喫食した児童の保護者に連絡し、謝罪しました。
- ・ その後、喫食した児童と教員の健康観察を行いました。健康被害の報告は受けておりません。
- ・ 当日提供した回収容器を全て確認しましたが、当該小学校以外に賞味期限切れのものはありませんでした。

4 今後の対策

- ・ 納入業者に再発防止を徹底させるとともに、学校においても喫食前に賞味期限の確認を行います。
- ・ 学校給食センターにおいても、再発防止に向け、適切な食材管理を徹底します。

3 個人情報の誤送信について

1 発生状況

- ・ 令和6年10月7日（月）に本地原小学校からFAXで送信した、修学旅行の班別行動行程表の送信先が誤っていたことが判明しました。
- ・ これは、9月25日に旅行代理店宛てに送信しようとしたもので、旅行代理店から届いていない旨の連絡があり、記録を確認したところ誤送信が判明したものです。
- ・ これにより、同小学校6年生92人の氏名、タクシー分散活動の行程、班名に関する情報が、第三者へ送信されました。

2 発生原因

送信先のFAX番号が正しいか、確認しないまま送信したためです。

3 これまでの対応

- ・ 誤送信先に、電話にて謝罪しました。
- ・ また、訪問の上、誤送付した書類の回収又は、当方立ち合いのもと、受信データの消去を依頼しましたが、印刷はせず既にデータを消去したとのことでした。このことにより、誤送信してしまった情報については、これ以上漏洩しないものと判断しました。
- ・ 対象児童の保護者には、10月9日付けで文書にて経緯の報告と謝罪を行いました。

4 今後の対策

- ・ 個人情報が記載されている書類は、相手先に手渡しするか、パスワードのかかったメール送信とするなど、適切な取扱を徹底します。

1 10月校長会議等について

1 10月校長会議

(1) 教育長

- 学校訪問
- 教職員の状況把握
- 不祥事防止に向けて
- 校歌を大切に

(2) 教育部長

- 9月議会定例会について
- 秋の行事について

(3) 管理指導主事

- 多忙化解消と校長のマネジメント
- 人事関係について
- 教職員の不祥事根絶について

2 学校の様子

- 各小中学校では、運動会・体育大会が計画されている。
- 全ての小学校において、今週、修学旅行が実施されている。
- 好天の中で開催された市民祭では、小学校金管クラブがパレードに、中学校吹奏楽部がステージ発表に参加した。
- 就学時健康診断が始まっている。小学校における新1年生の受け入れが本格的にスタートした。

1 後援・推薦行事について

令和6年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
44	後援	尾張旭市と瀬戸市のアール・ブリュット作品展	尾張旭市文化会館	令和6年11月22日(金)から12月1日(日)まで	市内及び近隣の障がい者の支援事業所等で制作された絵、イラストや創作物等の作品を市民の方々に見ていただき、障がい者の方々のことを知っていただくと共に、作品を出展いただいた方の創作意欲に繋がる機会として開催する。	旭精機工業株式会社 取締役社長 神谷 真二
45	後援	あいちたてもの博覧会2024	尾張旭市どうだん亭	令和6年11月4日(振替休日)	文化財建造物の魅力を広く県民に知ってもらうことにより、文化財建造物への関心を高めることを目的として、一斉公開日を定め、専門家による建物解説等や普段公開されていない文化財建造物の公開をする。	あいちのたてもの博覧会実行委員会 委員長 村瀬 良太
46	後援	地域別県民文化大祭典2024オータムフェスティバルin尾張旭	スカイワードあさひ	令和6年11月23日(祝)	「祭典」を通じて、地域・家庭・学校の協力・協同を広げ、学校改革や教育改革を進めながら、愛知県の教育の振興に寄与する。	地域別県民文化大祭典2024中央実行委員会 実行委員長 仲井 真司
47	後援	私立中学高校進学相談会	スカイワードあさひ	令和6年10月19日(土)、11月23日(祝)	小学生・中学生の児童、保護者を対象に私立中学高校への進学の情報提供と進学相談を通じて、進路決定の一助にする。	私学をよくする愛知父母懇談会尾張旭ブロック 教員代表 紺野 一弘

48	後援	2人のママフルーティストが贈るChristmas Concert	志段味地区会館	令和6年12月8日(日)	フルートで奏でられる音楽を身体で自由に感じることで、子どもの感性を豊かにすることを目的として開催する。	atelier 5 さんくすプロジェクト 代表 伊野 加代子
49	後援	世界一なんでも聞いていいジェンダーの話	南山高等学校・中学校男子部	令和6年11月17日(日)	多様性を体現しているジェンダリスト「ミュータントウェブ」による特別講演を愛知県で初めて実施する。	ナーベルプラ座 会長 伏田 綾
50	後援	小学生のための麻雀教室	多世代交流館いきいき	令和6年12月1日(日)から12月22日(日)	小学生が麻雀を通して、コミュニケーション能力を高め、高齢者への労りの気持ちを育むことを目的に実施する。	EVERY DAY WEEKEND 会長 後藤 堪一
51	後援	清流王国郡上・冬休み子どもキャンプ	郡上市内	令和6年12月24日(火)から令和7年1月13日(祝)まで	大自然の中でキャンプを行うことで、自然の中で暮らす知識や技能の習得をするとともに、子どもたちの主体性を育成し、互いに学び向かう力を身に付け、これからの社会において必要となる「生きる力」を身に付けることを目的としてキャンプを行う。	特定非営利活動法人 NATURE CORE 代表理事 永吉 剛
52	推薦	親子体幹トレーニング	尾張旭市総合体育館	令和6年10月27日(日)	子どもたちの運動能力向上と運動不足改善のため体操や体幹トレーニングを開催する。	一般社団法人 日本トレーニング推進協会 代表理事 桑田 典子

53	後援	地域応援企画 キッズマネースクール 「はたらくってなーに？おみせやさんごっこ」	東部市民センター	令和6年10月12日（土）、10月20日（日）	子どもたちに、「お金」に興味を持ってもらい、将来の金銭教育に役立てることを目的とする。	愛知キッズマネースクール★わんちゃん校長 乾 智晃
54	後援	わくわくウォーキング	尾張旭市商工会館	令和6年11月16日（土）	「健康都市」である尾張旭市においてウォーキング大会を開催し、自然と親しみながら参加者の健康づくり、体力づくり、健康意識の高揚を図ることを目的に実施する。	尾張旭市商工会青年部部長 須寄 健

許可件数11件（後援10件、推薦1件）

2 教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、令和6年10月1日付けで下記のとおり教育長職務代理者を指名しました。

1 教育長職務代理者

尾張旭市教育委員会 委員 山 本 真依子

2 期間

令和6年10月1日から次の職務代理者を指名する日まで

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育長)

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

3 情報公開請求について

請求年月日	令和6年9月19日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	どうだん亭植栽管理等業務委託に係る金入り設計書
決定年月日	令和6年9月25日
開示区分	全部公開
開示文書名	どうだん亭植栽管理等業務委託に係る金入り設計書
担当部署	文化スポーツ課
備考	

1 南新町中畑地内における物損事故について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解をしたので、報告します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 事故発生日 | 令和6年8月9日 |
| 2 | 事故の概要 | 南新町中畑地内において、通学路標識が倒れた際に、
相手方フェンスを損傷させた物損事故 |
| 3 | 損害賠償額 | 79,222円 |
| 4 | 示談締結日 | 令和6年9月20日 |

1 第39回尾張旭市民ジョギング大会の開催について

1 趣旨

多くの市民が爽やかな汗を流すとともに、スポーツに親しむことで、健康づくりの推進を図る。

2 日時

令和7年1月26日(日) 雨天決行

- ・受付 午前9時～午前9時30分
- ・開会式 午前9時35分
- ・スタート 午前10時

3 会場

愛知県森林公園(植物園)・維摩池周辺〔受付場所 植物園東門・北門・南門〕

4 部門

- (1) 0.7kmコース〔年齢制限なし、小学生未満要保護者〕
- (2) 2kmコース〔小学生以上〕
- (3) 5kmコース〔中学生以上〕※50分以内に完走できる方
- (4) 10kmコース〔高校生以上〕※1時間30分以内に完走できる方

5 参加資格

市内に在住、在勤、在学で希望のコースを完走できる方
※市外の方(在勤、在学除く)も先着500人まで可

6 定員

先着2,500人

7 申込期間

令和6年11月5日(火)～11月29日(金) (一部土・日受付あり)

8 その他

ゲスト オレンジ田中さん(名古屋よしもと所属芸人)
開会式・スタート・ゴールの盛り上げを行います。

協議第3号

水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について

令和7年度以降の小学校水泳授業支援業務委託の本格的な実施の方針について協議する。

令和6年10月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、令和5年度から導入を進めている水泳授業支援業務委託について、令和7年度からの本格的な実施に対し、委員会の意向を確認するため必要があるからである。

水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について

(令和7年度以降の小学校水泳授業支援業務委託)

1 令和5年10月教育委員会定例会での報告事項

(1) 今後、次の内容で民間プールを活用した業務委託の導入校を順次拡大すると報告

- 令和6年度から、送迎バスでの移動による委託を実施
- 令和7年度から、市外のプールを活用した委託を実施
- 令和8年度以降、送迎バスのない民間プールでの委託を実施

(2) 各種調整の結果、令和6年度から市外のプールを活用した委託が可能となったため、一部を前倒しで実施

2 水泳授業支援業務委託候補先の状況

本市で可能な支援業務の委託先は、次の民間施設がある。

※印：学校へのインストラクター派遣も可能

	委託候補	所在地	備考
(1)	スポーツシティ旭※	尾張旭市東大道町	
(2)	愛英スイミングクラブ	尾張旭市南本地ヶ原町	
(3)	セントラルフィットネスクラブ24	名古屋市名東区明が丘	長久手市からの委託を既に実施中
(4)	ロングウッドスポーツクラブ※	名古屋市守山区中志段味	名古屋市守山区の小学校にインストラクター派遣実績あり
(5)	コナミスポーツクラブ	瀬戸市東長根町	
(6)	スポーツクラブアクトス	瀬戸市東横山町	令和6年度より春日井市が委託を実施

3 委託状況と委託内容に対する評価

(1) 令和5年度の委託状況（全6学年対象）

	委託先	委託期間
旭小学校	スポーツシティ旭	6月～7月
本地原小学校	愛英スイミングクラブ	6月～11月

(2) 令和6年度の委託状況（全6学年対象）

	委託先	委託期間
旭小学校	スポーツシティ旭	5月～6月
渋川小学校	セントラルフィットネスクラブ2.4	9月～11月
本地原小学校	愛英スイミングクラブ	6月～7月、9月～10月

	委託先	委託期間
城山小学校	スポーツシティ旭	6月～7月
白鳳小学校	スポーツシティ旭	9月～10月
瑞鳳小学校	セントラルフィットネス クラブ24	4月～7月

(3) 実施内容に対する評価

ア 児童による評価

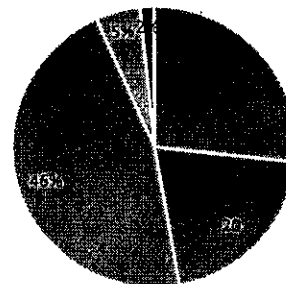
- (ア) 保護者を通じて得た児童からの意見では、水が苦手な児童が「プロが教えてくれる事で、水泳が楽しい」と感じるなど、高い評価を得ている。
- (イ) しっかりと指導できるようになった反面、「ただ泳ぐだけで遊びの時間がないからつまらない」と感じる児童もいるなど、授業の楽しさを求める声も寄せられている。

イ 保護者による評価（令和6年7月アンケート調査結果）

※ 対象保護者：瑞鳳小学校全保護者、城山小学校全学年保護者

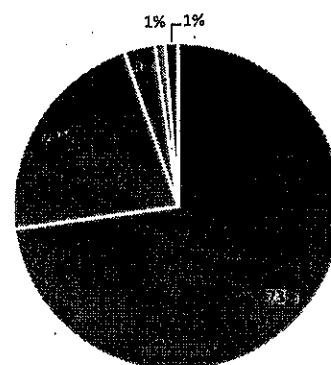
民間委託による水泳指導を受けてお子様は水泳に関してどのような変化がありましたか。

A	とても好きになった	136
B	やや好きになった	104
C	特に変化はない	234
D	やや嫌いになった	26
E	嫌いになった	8



保護者の立場として、民間委託による水泳指導に関してどのような感想をおもちですか。

A	インストラクターによる指導ができて いるため、好意的に感じている。	363
B	インストラクターによる指導ができて いるため、やや好意的に感じている。	109
C	インストラクターによる指導ができて いるが、民間委託による指導にやや疑 問を感じている。	15
D	インストラクターによる指導ができて いるが、民間委託による指導に疑問を 感じている。	5
E	その他	6



ウ 教員による評価（業務委託実施校）

- (ア) プールの老朽化の関係もあり、毎年急な管理業務が発生していたが、そうしたことが無くなったため、負担が大きく軽減した。
- (イ) 引率の際にインストラクターの専門的指導を見学することができ、指導方法を学ぶことができた。

(ウ) 雨天等による中止がないため、計画的に指導ができ、児童の泳力向上につながった。

(エ) 評価に集中することができた。

エ 考察

(ア) 児童からは水泳の授業での「楽しさ」を求める声がある。

(イ) 保護者からのアンケート結果からは、児童・保護者ともに水泳指導の民間委託に関して好意的な様子がうかがえる。

(ウ) 一部の保護者からは、委託先の施設面に対する御意見もいただいた。

(エ) 教員からは、施設管理業務の負担軽減、児童の泳力向上などのメリットがあるとの意見が寄せられている。

(4) 総括

上記により、保護者や子どもたちのほか、教員にとっても大きなメリットがあることが認められたため、導入校を全小学校に拡大し、水泳の楽しさを感じることでできる方法を検討するなど、同委託を本格的な実施段階へと移行すべきものと判断する。

4 令和7年度以降の小学校水泳授業支援業務委託の今後に係る方針

次のとおり、導入校を全小学校に拡大し、小学校水泳授業支援業務委託を本格的な実施段階へと移行する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旭小学校	①	⇒	⇒
東栄小学校			④
渋川小学校		③	⇒
本地原小学校	②	⇒	⇒
城山小学校		①	⇒
白鳳小学校		①	⇒
瑞鳳小学校		③	⇒
旭丘小学校			④
三郷小学校			②
委託費用(A)	900万円	2,700万円	4,050万円
【見積額】	450万円×2	450万円×6	450万円×9
維持費用(B)	1,134万円	3,402万円	5,103万円
【節減額】	567万円×2	567万円×6	567万円×9
差額(A-B)	▲234万円	▲702万円	▲1,053万円

※1 ① スポーツシティ旭（尾張旭市東大道町）

② 愛英スイミングクラブ（尾張旭市南本地ヶ原町）

③ セントラルフィットネスクラブ24（名古屋市名東区明が丘）

④ スポーツクラブアクトス（瀬戸市東横山町）

- ※2 委託費用：水泳技術指導、施設利用料等の委託料（450万円／校）
- ※3 維持費用：日常保守費用、水道料金、大規模改修費用《60年割》
（567万円／校）
- ※4 参考費用：プール建替費用（約2.5億円／校）
：プール撤去費用（約5千万円／校）

5 その他

(1) 民間委託後のプール施設の跡地

敷地の配置状況等も踏まえ、教育以外の俯瞰的な視点に立ちながら、市として最適な活用方法を導き出していく。

(2) 中学校での水泳授業支援業務委託

次の理由により、これまでどおり学校プールを活用して体育科教員による水泳指導を継続する。

- ア 中学校には、体育の各種技能指導を専門的に行うことのできる体育の教員免許を保持した教員が常に配置されており、今後も水泳指導を継続することができること。
- イ 中学校では、小学校で身につけた基本的な泳法を基に、その技能をより向上させることを目的としているため、小学校においてインストラクターの指導により身につけた基本的技能を中学校体育科教員により伸ばすことができること。
- ウ 中学校において、水泳指導の民間委託を行うと、各学年の人数が多くなり、委託先や移動方法を見つけることが困難なこと。

尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について
尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和５５年教育委員会規則第６号）第３条第１項第９号
の規定に基づき、委員会の意見を求める。

尾張旭市教育委員会
教育長 三 浦 明

この案を提出するのは、市外在住者が利用する場合等の利用料金を変更するため必要があるからである。

尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和５６年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

1/3

ホール・あさひのホール	音響設備	(略)	(略)	(略)	ホール・あさひのホール	音響設備	(略)	(略)	(略)
		テープレコーダー	(略)	(略)			テープレコーダー	(略)	(略)
		レコードプレーヤー	1台	1, 100			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
文化会館ホール	舞台設備	松羽目	1式	1, 100	文化会館ホール	舞台設備			
		竹羽目	1式	1, 100					
		音響反射板	(略)	(略)			音響反射板	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	音響設備	残響付加装置	1式	1, 100		音響設備			
		油圧式マイクエレベーター	(略)	(略)			油圧式マイクエレベーター	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
あさひのホール	舞台設備	映写機	1式	3, 300	あさひのホール	舞台設備			
		映写スクリーン	(略)	(略)			映写スクリーン	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					(略)				

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(利用料金に関する経過措置)

第2条 改正後の尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に利用許可するものから適用し、同日前に利用許可のあったものについては、なお従前の例による。

第19号議案

尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第9号の規定に基づき、委員会の意見を求める。

令和6年10月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、令和7年4月1日から尾張旭市どうだん亭の営利を目的として使用する場合の使用料を定めるに当たり、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別表（第11条関係） どうだん亭使用料	別表（第11条関係） どうだん亭使用料
(略)	(略)
	備考 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

第2条 改正後の尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行の日以後に使用許可するものから適用し、同日前に使用許可のあったものについては、なお従前の例による。

第20号議案

尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則の一部改正について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和6年10月23日

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提案するのは、令和7年4月1日から尾張旭市どうだん亭の営利を目的として使用する場合は、使用料を定めるに当たり、申込開始時期の運用を変更すること等に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則（平成11年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(使用許可の申請) 第4条 どうだん亭を使用しようとする者は、どうだん亭使用許可申請書（以下「申請書」という。第1号様式）を <u>使用日の3月前の日の属する月の1日から3日前まで</u> に教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(使用許可の申請) 第4条 どうだん亭を使用しようとする者は、どうだん亭使用許可申請書（以下「申請書」という。第1号様式）を <u>次の各号に掲げる場合に</u> 応じ、それぞれ当該各号に定める <u>期間内に</u> 教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>(1) 尾張旭市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は尾張旭市内に所在する団体（営利団体を除く。）が非営利目的で使用する場合は、使用日の3月前の日の属する月の1日から使用日の3日前まで</u> <u>(2) 前号以外の場合、使用日の2月前の</u>

(使用料の還付) 第9条 条例第12条ただし書の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、納付された使用料に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を還付する。 (1) 天災地変等使用者の責__によらない理由により使用することができない場合 100分の100 (2)～(4) (略) 2 (略) (き損等の届出) 第11条 入場者は、施設及び附属施設をき損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、指示を受けなければならない。	<u>日の属する月の1日から使用日の3日前まで</u> (使用料の還付) 第9条 条例第12条ただし書の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、納付された使用料に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を還付する。 (1) 天災地変等使用者の責<u>め</u>によらない理由により使用することができない場合 100分の100 (2)～(4) (略) 2 (略) (毀損等の届出) 第11条 入場者は、施設及び附属施設を毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、指示を受けなければならない。
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則第4条の規定は、施行の日以後に申請するものから適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。

第 2 1 号議案

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第
2 9 条の規定に基づき、尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例を制定することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 3 条
第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務のうちスポーツに関することを、尾
張旭市長が管理し、及び執行することとするために、尾張旭市教育に関する事
務の職務権限の特例に関する条例を制定するに当たり、教育委員会の意見を聞
く必要があるからである。



6 企 第 3 6 号
令和6年10月8日

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明 殿

尾張旭市長 柴 田 清



尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
議案に対する意見聴取について（依頼）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年
法律第162号）第29条の規定に基づき、尾張旭市議会令和6年12月定例
会に提出を予定している下記議案について意見を求めます。

記

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案

担当 企画課政策企画係（三戸）

内線 226



(案)

第 号議案

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年 月 日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、教育に関する事務のうち、学校体育を除くスポーツに関することを市長が管理し、及び執行するため必要があるからである。

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもの又は施行日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
尾張旭市 <u>体育施設</u> の設置及び管理に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、尾張旭市 <u>体育施設</u> （	尾張旭市 <u>スポーツ施設</u> の設置及び管理に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、尾張旭市 <u>スポーツ施設</u> （

以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 市民の体育の向上及び

普及を図るため、施設を別表第1のとおり置く。

(職員)

第3条 施設に館長又は施設長及び

必要な職員を置くことができる。

(使用時間及び休日)

第3条の2 施設の使用時間及び休日は、別表第1の2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号の一 に該当するときは、施設の使用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(6) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

(特別の設備)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)

以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 市民の体力及び健康の増進並

びにスポーツの普及を図るため、施設を別表第1のとおり置く。

(職員)

第3条 市長は、施設の管理上必要

があるときは、必要な職員を置くことができる。

(使用時間及び休日)

第3条の2 施設の使用時間及び休日は、別表第1の2のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(特別の設備)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)

は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、施設の使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第9条 教育委員会は、使用者が前3条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失によつて施設又は附属設備及び器具等を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、施設の管理を指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2・3 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、施設の使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第9条 市長は、使用者が前3条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失によつて施設又は附属設備及び器具等を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、施設の管理を指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2・3 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関する事。
- 二 幼保連携型認定こども園に関する事。
- 三 私立学校に関する事。
- 四 教育財産を取得し、及び処分する事。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- 三 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関する事。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

?